

岡山市中央卸売市場関連棟店舗入居者募集要項

1 募集業種

別紙募集店舗個別概要のとおり

2 施設概要

①店舗位置 別紙募集店舗個別概要のとおり

②店舗面積 別紙募集店舗個別概要のとおり

③使用料等 施設使用料：別紙募集店舗個別概要のとおり

電気・水道料金：実費(岡山市市場事業部より請求)

※入居にあたっては、使用料月額の6倍の保証金の預託が必要です。

※当市場関連事業者組合への加入が条件で、組合費、清掃負担金等別途必要となります。

④店舗設備 別紙募集店舗個別概要のとおり。

※現地確認をお勧めします。

3 応募資格

岡山市中央卸売市場業務条例第42条第1項、岡山市中央卸売市場業務条例施行規程第37条及び同規程別表第1に規定する営業に必要な許可を受けて同条例第2条第6号に規定する関連事業者になることができる者で、同条例第43条に該当しないもの

○岡山市中央卸売市場業務条例第2条第6号

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(6) 関連事業者 第42条第1項の許可を受け、出荷者、売買参加者、買出人(市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。)その他の市場の利用者に便益を提供し、又は市場の機能の充実に資するため、その許可に係る市場内の店舗その他の施設において業務を行う者をいう。

○岡山市中央卸売市場業務条例第42条第1項

(関連事業者の設置)

第42条 管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場内の店舗その他の施設において規程に定める業務を営むことを許可することができる。

○岡山市中央卸売市場業務条例施行規程第37条

(関連事業者の業務)

第37条 条例第42条第1項に規定する規程で定める業務の種類は、別表第1に掲げると

おりとする。

○岡山市中央卸売市場業務条例施行規程別表第 1

別表第 1（第 37 条関係）

関連事業者の業務の種類

条例第 42 条第 1 項第 1 号に規定する業務

- 1 市場の取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売業
- 2 市場の取扱品目の小売業
- 3 保管, 貯蔵, 運搬等の業務
- 4 食料品加工業
- 5 精算代払機関
- 6 生鮮食料品以外の食料品及びその加工品を販売するもの
- 7 必要物品の販売業
- 8 飲食店業
- 9 金融業
- 10 清掃業
- 11 その他市場の機能の充実に資するもの又は市場利用者の便益を提供するもので, 管理者が必要と認めるもの

○岡山市中央卸売市場業務条例第 43 条

（許可の基準）

第 43 条 管理者は, 前条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは, 同項の許可をしないものとする。

- (1) 申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で, その刑の執行を終わり, 又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が第 85 条第 1 項の規定による市場の関連事業者の許可の取消しを受け, その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者がいるとき。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で, その刑の執行を終わり, 又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しないもの
 - ウ 暴力団員等
- (5) 申請者が業務を適確に遂行するために必要な知識, 経験又は能力並びに資力信用を有しない者であるとき。
- (6) 申請者が暴力団員等であるとき。
- (7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ, 又はその業務の補助者として使用して

いるとき。

(8) 申請者がその事業活動について暴力団員等の支配を受けているものであるとき。

(9) その許可をすることによって関連事業者の数が、規程で定める数の最高限度を超えるとき。

4 応募方法

添付の「関連棟店舗入居希望届」を下記まで提出してください。郵送は不可とし、持参のみ受け付けます。希望届の「業務の内容」欄には、できるだけ具体的に記入してください。別紙資料を添付していただいて構いません。

《提出先》 岡山市南区市場一丁目1番地 管理棟2階
岡山市市場事業部総務・施設班

※平日 8:30～17:15 これ以外の日・時間は受け付けません。

5 決定方法

関連棟店舗入居希望届の提出後、ヒアリングを行い、業務内容等を確認します。ヒアリングにより入居に支障がなければ、関連事業許可申請書など必要書類を別途提出していただき、所定の審査を行ったうえで最終決定となります。

6 注意事項

- ・提出された書類はお返ししません。
- ・店舗を確認したい方は、事前に市場事業部にご連絡ください。
- ・現状（原状）渡しとなります。退去時には原状回復が必要です。
- ・店舗の改造（改修）、看板・電気機器の設置等を行う場合は、事前に市場事業部や消防署等に申請が必要となります。

7 問い合わせ先

〒702-8052 岡山市南区市場一丁目1番地

岡山市市場事業部 総務・施設班

TEL:086-265-8001

FAX:086-262-4604

令和 年 月 日

岡山市市場事業管理者 様

法人名

(個人の場合氏名)

代表者

商号

(個人の場合屋号)

連絡先

関連棟店舗入居希望届

岡山市中央卸売市場関連棟店舗に入居したいので、下記のとおり届けします。

法人名 (個人の場合氏名)	
住所	
商号	
業務の種類	
業務の内容 (できるだけ詳しく)	
出店希望場所	番店舗
	受付

※会社概要、事業の内容がわかるパンフレット、事業計画書等を添付してください。

※この届けは、入居を確約するものではありませんのでご了承ください。